

4 農振第2997号
令和5年3月15日

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長 殿

農林水産省農村振興局
農村政策部農村計画課長

農地転用許可制度の周知について（依頼）

日頃より、農林水産行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。
当省においては、令和3年6月8日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、農地の違反転用（許可を受けることなく農地を転用する行為等）の発生防止及び適正な是正措置の執行に向けて違反転用に係る実態調査を行うとされたことを受け、違反転用の実態に関する調査を行いました。

この結果、農業者以外による違反転用も多く存在しており、違反転用者の多くは、農地転用許可制度を認識していないということが判明いたしました。

これを受け、令和4年6月7日に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、国土交通省と連携し、農地転用に関わる機会を有する主な事業者に対して、農地転用許可制度の周知を行うこととしているところです。

つきましては、農地の違反転用の発生防止や早期発見の観点から、貴省の所管団体（建設事業者、土木事業者、建設資材・土砂等の運搬を行う事業者及び宅地建物取引業者）に、農地転用許可制度に関する以下の内容について周知いただきますとともに、団体の傘下会員等にも周知が行き届くよう、お取り計らいをお願いします。

記

（1）農地において転用事業を行う場合の農地転用許可について

農地において、建築物の建設や宅地の造成等を行うことにより、農地を農地以外のものにする場合、都道府県知事又は指定市町村の長（以下「都道府県知事等」という。）の許可を受ける必要があります。

許可の申請は、当該農地が所在する農業委員会に申請書類を提出する必要がありますので、農地において転用事業を行おうとする場合、まずは当該農地が所在する市町村の農業委員会に御相談ください。

また、転用事業の予定地が農地かどうか判別が難しい場合についても、農業委員会に御確認いただき、農地転用許可の必要性の有無を御確認ください。

（2）罰則の適用対象について

農地転用の許可を受けることなく又は許可に付された条件に違反して若しくは偽りその他不正の手段により許可を受け、転用事業を行った場合、以下の①から④までのいずれかに該当する者は農地転用許可違反となる場合があり、農地法（昭和27年法律第229号）第51条第1項により、農地への原状回復等の措置を命じられることがあります。

また、これに従わない場合は、違反転用者に対して、3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金が科せられる場合があります。

- ① 違反転用者（その一般承継人も含む。）
- ② 許可条件違反者
- ③ ①及び②に掲げる者から違反転用事業を請け負った者又はその下請け人等
- ④ 偽りその他不正の手段により許可を受けた者

(3) 農地において転用事業を請け負った場合の対応について

(2) のとおり、違反転用者として罰則の適用対象となり得るのは、違反転用を行った者や転用事業の発注者のみならず、違反転用事業を請け負った者及びその下請人等も含まれます。

このため、転用事業を請負う土地が農地である場合は、違反転用事業に加担し、罰則の対象とならないためにも、受注者に対して農地転用許可の取得の有無を確認した上で請負うことが望ましいと考えられます。

(4) 請負った事業等が違反転用であることが発覚した場合

上記により注意を行っていたにも関わらず、違反転用事業を請け負ってしまった事案等が発覚した場合には、速やかに農業委員会、都道府県又は市町村に相談してください。

(5) その他

農地の違反転用の防止の観点から、別紙1のとおり、啓蒙のためのポスターを作成しており、団体の事務室や応接室、廊下等に掲示いただきたいと考えております。

つきましては、必要部数を当方から団体に郵送させていただきますので、下記連絡先まで、送付先及び必要部数等を別紙2によりメールにて御連絡いただきますようお願いします。

また、農地転用許可制度の簡単な概要について、別紙3のリーフレットを作成（農林水産省 HP (https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/ihan_tenyo.html) に掲載）しておりますので、こちらについても、団体の傘下会員の方に、折に触れて、周知いただけると幸いです。

(連絡先)

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課

農地転用班 陣内、佐田

TEL:03-6744-2202

Mail: daisuke_jinnouchi810@maff.go.jp; kenta_sada960@maff.go.jp

以上